7-2 低炭素建築物新築等計画の認定基準

2012年12月より、「都市の低炭素化の促進 に関する法律」(低炭素法) にもとづき、「建 築物に係るエネルギーの使用の合理化の-層の促進その他の建築物の低炭素化の促進 のために誘導すべき基準 | (低炭素建築物認 定基準)が施行されました。更に、2020年 10月、内閣総理大臣所信表明演説において 2050年カーボンニュートラルについて宣 言されたことや2022年2月の社会資本整 備審議会の答申等を踏まえ、低炭素建築物 認定基準の水準をより高い水準(ZEH・ZEB 水準) に引き上げるため、2022年10月、都 市の低炭素化の促進に関する法律に基づく 告示の改正が行われました。この基準は、住 宅と建築物の省エネルギー基準を上回るレ ベルの省エネ措置が求められます。この認 定を受けることにより、建築物の容積率の 緩和や税制などの優遇を受けることができ ます。この認定を受けるためには、以下の3 つの基準に適合しなければなりません。

1. 外皮性能の基準

住宅はZEH水準(強化外皮基準),建築物は年間熱 負荷係数 (PAL*) の基準を満たす必要があります。

2. 一次エネルギー消費量の基準

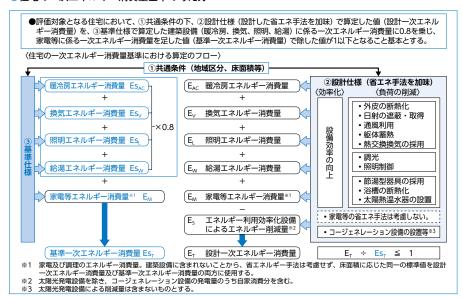
住宅はZEH水準の性能(省エネ基準から 20%以上削減),建築物はZEB水準の性能 (省エネ基準から用途に応じて30~40% 以上削減)を満たす必要があります。

3. その他の基準

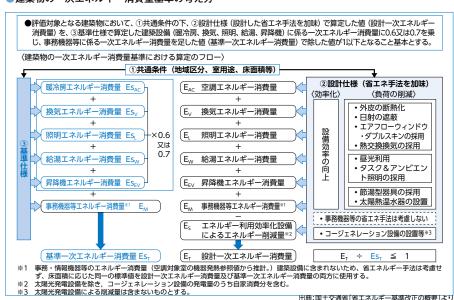
その他の措置として、下記(1)又は(2)のい ずれかを講じる必要があります。

- (1) 再生可能エネルギー利用設備の導入(戸 建住宅の場合は更に省エネ量+創エネ量 の合計が基準一時エネルギーの50%以上 であることも要件) に加え低炭素化に資す る措置(下の①~⑨)から1項目以上を選択
- ①節水に資する機器(便器・水栓など)の設置
- ②雨水,井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置
- ③HEMS又はBEMSの設置
- ④再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置
- (5)一定のヒートアイランド対策(屋上・壁面緑化等)の実施
- ⑥住宅の劣化の軽減に資する措置
- ⑦木造住宅又は木造建築物である
- ⑧高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用
- ⑨V2H充放電設備の設置
- (2) 標準的な建築物と比べて低炭素化に資 する建築物として所管行政庁が認めるもの

●住宅の一次エネルギー消費量基準の考え方



■建築物の一次エネルギー消費量基準の考え方



[表] 低炭素建築物省エネ改修事業の認定基準の省エネ性能(住宅)

			1	2	3	4	5	6	7	8
77774-454	一次省エネ基準(BEI)		1.0*1							
建築物省エネ法省エネ基準	外皮基準	UA 値	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	_
日工小巫华		η AC 値	_	_	_	_	3.0	2.8	2.7	6.7
エコまち法	一次省エネ基準(BEI)		0.8*2							
低炭素建築物	強化外皮基準	UA 値	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	
認定基準		η AC 値	_	_	_	_	3.0	2.8	2.7	6.7
※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。										
※2 太陽光発電設備を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち白家消費分を含む。										

[表] 低炭素建築物省エネ改修事業の認定基準の省エネ性能(住宅)

			一次エネ (BEI)	外皮 (BPI:PAL)					
	建築物省エネ法 省エネ基準	_	1.0*1	_					
	エコまち法	事務所等、 学校等、工場等	0.6*2	1.0	 出典 国土交通省「誘導基準の見直し				
	低炭素建築物 認定基準			1.0	(建築物省エネ法)及び低炭素建築物の認定基準の見直し(エコまち法)に ついて」より				

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。 ※2 太陽光発電設備を除き,コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。